

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

# 事業登録の手引き

建築物空気環境測定業



平成 29 年 6 月

新潟市保健所

## 目次

建築物空気環境測定業の登録申請に必要な書類等 .....	1
1. 登録申請書（別記様式第4号） .....	3
2. 機械器具の概要（別記様式第5号） .....	4
3. 監督者等名簿（別記様式第6号） .....	5
4. 作業実施方法等（別記様式第8号） .....	6

## 建築物空気環境測定業の登録申請時に必要な書類等

### ■提出書類

- 1 登録申請書（別記様式第4号）
- 2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】機械器具が貸借の場合※<sup>1</sup>

- 貸借証明書等の写し

※<sup>1</sup> 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

- 3 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「空気環境測定実施者（再）講習会修了証書」又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写し（初回のみ）

- 4 作業実施方法等（別記様式第8号）

- 5 浮遊粉じん量測定器の較正票

【添付書類】最新の較正票の写し

### ■申請手数料

35,000円（申請時に現金でお持ちください。）

### ■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

### ■従事者研修について

建築物空気環境測定業については従事者研修の制度はありません。

※ 空気環境測定実施者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境測定実施者講習会（6年毎に再講習）を受けた者または建築物環境衛生管理技術者でなければなりません。

■お問い合わせ先

---

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター内 3階

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所＞健康・医療・福祉＞環境衛生＞環境衛生の申請書・届出

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp/iryō/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

**新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号**

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

**新潟清掃株式会社**

**代表取締役 新潟 太郎**

押印は必要ありません。

**新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号**

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	<b>建築物空気環境測定業</b>
営業所の名称	<b>新潟清掃株式会社 新潟事業所</b>
営業所の所在地	<b>新潟県新潟市〇〇区△△通××番地×</b>
営業所の電話番号	<b>025-〇〇〇-××××</b>
営業所の責任者の氏名	<b>新潟 次郎</b>

機械器具の概要

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月
① 浮遊粉じん量測定器 (最新の較正票の写しを添付してください。)	〇〇製 光散乱式デジタル粉じん計 A-01P	〇〇台	昭和 〇〇 年 ×× 月
② 一酸化炭素検定器	〇〇製 COガス検知器・気体採取器 B-10C	〇〇台	平成 〇〇 年 ×× 月
③ 二酸化炭素検定器	〇〇製 CO <sub>2</sub> ガス検知器・気体採取器 B-10C	〇〇台	平成 〇〇 年 ×× 月
④ 温度計	〇〇〇製 棒状温度計 KN35	〇〇台	平成 〇〇 年 ×× 月
⑤ 乾湿球湿度計	〇〇〇製 アスマン通風乾湿計 R-15	〇〇台	平成 〇〇 年 ×× 月
⑥ 風速計	〇〇社製 風速計 9-L6P	〇〇台	平成 〇〇 年 ×× 月
⑦ 空気環境測定に必要な機械器具 (測定器固定用スタンド等)	〇〇社製 測定器固定用スタンド Q-73	〇〇台	昭和 〇〇 年 ×× 月

数量に規定はありませんが、作業規模に応じた数を揃えてください。

4

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。  
 なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。  
 また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。  
 ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

監督者等名簿

初回のみ「建築物環境衛生管理技術者」でも構いません。  
 ※ 同じ方で再登録を受ける場合は、空気環境測定実施者再講習を受けた者でないと登録できません。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
空気環境測定実施者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境測定を行う。	××年 (新規の場合は0年)	建築物環境衛生管理技術者 第 号	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
空気環境測定実施者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境測定を行う。	××年 (新規の場合は0年)	空気環境測定実施者再講習修了 清再第 号	平成△△年 △△月△△日

建築物空気環境測定業の登録において、実施者として届出されたからの年数を記入してください。

- ・再講習を受けている場合は直近の講習のみ記載してください。
- ・期限切れの場合は、実施者になれません。

- ・ 直近の「空気環境測定実施者（再）講習修了証」の写し、又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写しを添付してください。
- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

2

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。

2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

（第1面）

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	〇〇ビル班 （測定実施者1名、従事者1名）	〇〇 〇〇〇 （建築物環境衛生管理技術者）	浮遊粉じん量測定器、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、温度計、乾湿球湿度計、風速計、測定器固定用スタンド
	××ビル班 （測定実施者1名、従事者1名）	△△ △△ （空気環境測定実施者）	浮遊粉じん量測定器、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、温度計、乾湿球湿度計、風速計、測定器固定用スタンド
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

班が複数ある場合は、班ごとに空気環境測定実施者又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者（初回のみ可）を選任してください。



業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、

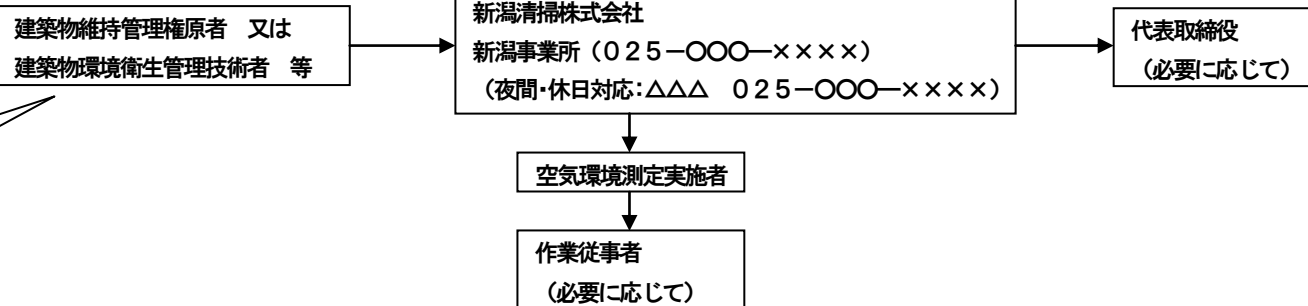
- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について、建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
- ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順の①から③までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例



フロー等を用いて具体的に記載してください。

## ○ 作業手順書について

作業手順について、1)～3) の事項を具体的に記載してください。①～③の要件は、法令等により、手順書に盛り込むこととされている内容です。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

### 1) 空気環境の測定方法

① 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号<sup>※</sup> に定める方法に準じて行う。

### 2) 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

② 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

### 3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

③ 空気環境の測定の結果を5年間保存する。

#### ※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第3条の2第1号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	○・五度目盛の温度計
五 相対湿度	○・五度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

## ※記載例

### 空気環境測定の手順等

#### 1 測定計画

空気環境測定にあたっては、当該建築物の用途、構造、面積等について事前に調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（所有者等）と綿密に打合せのうえ測定計画（測定回数、測定場所、測定時刻及び測定項目）を策定する。

#### 2 測定の基準

測定は、次の基準による。

- (1) 最低2か月以内ごとに1回とする。
- (2) 1測定点を1日2回測定することを標準とする。
- (3) 測定点は測定対象面積（空調対象面積）500～600㎡に1点とし、各階に1点以上とする。

#### 3 測定実施の方法

- (1) 作業の安全について次の点に十分注意する。

- ア 測定機器の移動の際の衝突、落下防止等
- イ 測定中の電源コードによる感電、検知管等のガラス破片による切傷防止等

- (2) 準備

- ア 測定にあたっては、所定の作業衣を装着する。
- イ 測定機器固定用スタンドに機器を安全、確実に設置する。
- ウ 室内管理者に測定について説明し、入室許可を得る。
- エ 測定開始前に必ず測定用機器の点検、校正等を行い、これらの記録は空気環境測定実施者が保管する。

- (3) 測定方法

- ア 測定位置は、居室中央部の床上75cm以上150cm以下とする。
- イ 測定は始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点で行う。
- ウ 一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量の測定値は（3）イの2回の測定値の平均値をもって1日使用時間中の平均値とする。
- エ 一酸化炭素、二酸化炭素含有率は不完全変色の始点で判読する。

- オ 測定項目及び方法

温度及び湿度		〇〇製アスマン通風ゼンマイ式使用
気流		〇〇製〇〇型風速計使用
一酸化炭素含有率	3分吸込	〇〇製〇〇型真空法ガス検知器使用
二酸化炭素含有率	5分吸込	〇〇製〇〇型真空法ガス検知器使用
浮遊粉じん量	1分吸込	〇〇製〇〇型使用

- カ 測定中に基準値を超える異常値を測定した場合は、直ちに再測定を行い、原因を確認しておく。

#### 4 測定結果の記録、報告等

ア 測定結果は集計、記録し、建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合測定結果に異常がある場合は直ちに報告すると共に適切な措置がとれるよう具体的に記述しておくものとする。

イ 測定結果の報告書の控は、空気環境測定実施者 ○○ ○○○ が保管し、その保管期間は5年とする。

氏名も記載してください。

#### 5 測定機器の管理

ア 測定機器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、実施年月日、点検整備の結果、実施者名簿を記録し、5年間保存する。

イ 浮遊粉じん量測定機器は年1回厚生労働大臣指定機関により較正を受ける。

#### 6 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

##### (1) 業務を委託する際の手順

① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所

イ 業務の範囲

ウ 委託する期間

② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

##### (2) 業務の実施状況の把握方法

① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

#### 7 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

(1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画

(2) 24時間対応できるような行動計画